

定 款

公益社団法人設立 平成 25 年 7 月 1 日

一部改定 平成 26 年 6 月 29 日

一部改正 平成 29 年 6 月 25 日

一部改正 平成 30 年 6 月 24 日

公益社団法人 日本フェンシング協会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人(以下「本会」という。)は、公益社団法人日本フェンシング協会といい、外国語の呼称及び表記は、FEDERATION JAPONAISE D'ESCRIME (略称 FJE) とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、我が国におけるフェンシング競技界を統括し、代表する団体として、フェンシング競技の普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) フェンシング競技の普及並びに指導
- (2) 日本選手権大会及びその他の競技大会の開催
- (3) 国際競技大会等への代表参加者の選定及び派遣
- (4) 競技力向上事業の実施並びに調査研究
- (5) 上記に付随する一切の業務

2 前項各号の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 都道府県におけるフェンシング競技を統括する団体の代表者及び社員総会の承認を受けたフェンシング競技を統括する団体の代表者
- (2) 賛助会員 本会の事業を援助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会对し、特に功労のあった個人で、社員総会の議決を経て推薦された者

2 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。)に規定する社員とする。

(入 会)

第 6 条 会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員は、社員総会の議決により別に定められた入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会の議決により別に定められた会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は入会金を、名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。

4 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人または被保佐人になったとき

(3) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は所属団体が解散したとき

(4) 除名されたとき

(退 会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会する事ができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の議決を経てこれを除名する事ができる。

(1) 本会の会員として義務に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけたとき、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき

(3) 会費等本会への債務の支払いを 2 年以上滞納したとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から一週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 代表理事は会員を除名したときは、除名した会員にその旨を通知しなければならない。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 11 条 本会には次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事の内 1 名を代表理事とし 9 名以内で業務執行理事を定める。

3 代表理事は会長とする。

4 業務執行理事のうち、副会長を 3 名以内で定め、1 名を専務理事とし、その他の中から常務理事を定める。

(役員を選任)

第 12 条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選任する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 3 理事は監事を兼任することはできない。

(理事の職務)

第 13 条 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

- 2 業務執行理事は、代表理事を補佐し、理事会の決議に基づき本会の業務を処理する。
- 3 理事は、理事会を構成し法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 14 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 15 条 本会の理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として専任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 11 条に定める定数に足らなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 16 条 役員はいつでも第 20 条に定める社員総会の決議により、解任することができる。

(役員報酬)

第 17 条 役員は、原則として無報酬とする。

ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。
- 3 第 1 項ただし書きに規定する報酬の支給基準については、種類、金額の算定方法、支給の総額、支給の方法及び形態が明らかになるように、社員総会の決議により定めるものとする。

第5章 社員総会

(総会の招集)

第18条 社員総会は正会員をもって構成する。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に、臨時社員総会は必要に応じて随時、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 3 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 4 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日の2週間前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。
- 5 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知書には次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 社員総会参考書類
 - (2) 議決権行使書面
- 6 代表理事は、社員総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 社員総会の目的である事項がある場合には、当該事項
 - (3) 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨。
- 7 理事及び監事は、社員総会において社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

(社員総会の議長)

第19条 社員総会の議長は当該社員総会において社員の中から選出する。

(社員総会の決議事項)

- 第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第21条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については一般社団・財団法人法第57条の規定に基づく議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び議事録の作成に係る職務を行った者が前項の議事録に記名押印する。
- 3 社員は、本会の営業時間内は、いつでも、第 1 項の議事録の閲覧又は謄写を請求することができる。

第 6 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 23 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 24 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解散

(理事会の招集等)

第 25 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第 26 条 理事会の議長は代表理事とする。

(理事会の決議)

第 27 条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については一般社団・財団法人法第 95 条の規定に基づく議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した代表理事及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 任意の機関

(顧問等)

第 29 条 理事会は、名誉会長、顧問、参与等（以下「顧問等」という。）を選任することができる。

- 2 顧問等は、会長その他業務執行理事の相談に応じ、理事会から諮問された事項について参考意見を述べることができる。

第 8 章 資産及び会計

(基本財産)

第 30 条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 16 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、本会の基本財産とする。

2 前項の財産は社員総会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 31 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 本会の事業計画書、収支計算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、及び第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類の他、次の書類を主たる事務所に 5 年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 34 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 36 条 本会は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第 37 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 箇月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 38 条 本会が清算する場合において有する残余財産は社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告)

第 39 条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附則

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は 山本 秀雄 とする
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 30 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則（平成 26 年 6 月 29 日）

この定款は、平成 26 年 6 月 29 日から施行する。

附則（平成 29 年 6 月 25 日）

この定款は、平成 29 年 6 月 25 日から施行する。

附則（平成 30 年 6 月 24 日）

この定款は、平成 30 年 6 月 24 日から施行する。

別表 基本財産（第 30 条関係）

財産種別	場所・種別
国債	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 第 60 回 利付国債 1000 万円 2009.4.14 取得
国債	みずほ証券株式会社 第 329 回 利付国債 1400 万円 2013.6.28 取得